

福岡市子どもの夢応援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市子どもの夢応援事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、子どもの社会性や自律性の育成及び地域で子どもを育む活動の活性化に向け、子どもたちが自主的に企画・実施するユニークで夢のある行事や活動を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、子どもとは、おおむね18歳未満の者をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象事業は、地域の子どもの対象とし、子どもたちが企画、立案するなど主体的に関わるユニークで夢のある取り組みで、子どもを育む活動の活性化が期待される事業とする。ただし、次の各号に規定する事業については、補助金の交付対象外とする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教的又は政治的宣伝活動
- (3) 公序良俗に反する活動
- (4) 例年実施されており、恒例となっている活動
- (5) 本市及び他機関の補助制度の適用を受けている活動
- (6) 既存の事業や行事（イベント）等に参加する活動
- (7) その他補助することがふさわしくないと区長が認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、別表1に定める経費区分及び内容等については、補助対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該事業費のうち補助対象経費の2/3以内とし、6万円を限度とする。

2 補助期間は、単年度とする。

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、本補助金の交付対象団体は公募により募集する。

- (1) 地域で子どもを健全に育むことを目的とした団体又は地域の子どもの団体であること。
- (2) 代表者が成年者である団体であること。
- (3) 小学校区単位又は中学校区単位で活動している団体で、別表2に定める団体であること。

なお、小学校区とは、博多小学校区にあつては、旧大浜小学校区、旧奈良屋小学校区、旧冷泉小

学校区及び旧御供所小学校区の各地区、住吉小学校区にあつては、旧住吉小学校区及び旧美野島小学校区の各地区、舞鶴小学校区にあつては、旧大名小学校区、旧箕子小学校区及び旧舞鶴小学校区の各地区とする。

- (4) 営利活動を目的としない団体であること。
- (5) 本市の市税を滞納していないこと。
- (6) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下、「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（暴力団の排除）

- 第 8 条 区長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、同条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 区長は、補助金の交付の申請をした者（第 4 項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - 3 区長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 4 区長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、別表 2 の 3 の項に該当する申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の申請）

- 第 9 条 補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した福岡市子どもの夢応援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）により区長に申請しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支計画書
 - (3) 申請団体の規約
 - (4) 申請団体の役員名簿
 - (5) その他区長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

- 第 10 条 区長は、補助金の申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、福岡市子どもの夢応援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）をもって通知する。
- 2 区長は、必要に応じ、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(事業の変更)

第 11 条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）補助金の交付決定通知を受けた後において、事業を変更する場合は、福岡市子どもの夢応援事業変更届（様式第 3 号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、変更の届出があった場合は、その内容を審査し、変更はやむをえないものと認めたときは、福岡市子どもの夢応援事業補助金変更承認通知書（様式第 4 号）をもって通知する。

(事業の中止)

第 12 条 補助金交付団体は、補助金の交付決定通知を受けた後において、事業を中止する場合は、福岡市子どもの夢応援事業中止届（様式第 5 号）を区長に提出しなければならない。なお、事業の準備等のために既に支出した金額がある場合は、あわせて事業収支計算書を提出するものとする。

2 区長は、中止の届出があった場合は、その内容を審査し、補助金の返還について福岡市子どもの夢応援事業補助金返還通知書（様式第 6 号）をもって通知する。

(実績報告)

第 13 条 補助金交付団体は、事業が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した福岡市子どもの夢応援事業実績報告書（様式第 7 号）により区長に報告しなければならない。

- (1) 事業成果報告書
- (2) 事業収支計算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 14 条 区長は、事業の完了の報告を受けた場合、福岡市子どもの夢応援事業実績調査確認書（様式第 8 号）をもって調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市子どもの夢応援事業補助金確定通知書（様式第 9 号）をもって通知する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期間)

この要綱の有効期限は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期間)

この要綱の有効期限は、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期間)

この要綱の有効期限は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期間)

この要綱の有効期限は、令和 11 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係) 補助対象外経費

経費区分	内容等
人件費	団体内部の賃金等
団体の直接的な運営費	事務室の賃借料、コピー機のリース料、電話加入権等
活動内容自体の委託費	事業の事務、企画、運営、調査等活動の中心となる部分の委託
工事請負費	施設整備の費用等
備品購入費	取得した時の性質、形状を変えることなく比較的長期(おおむね 2 年以上で、税込 10、000 円以上)にわたって効用を発揮するもの
入場料	舞台芸術及び音楽鑑賞等に観衆又は聴衆として参加する場合の入場料等
食糧費	打ち上げ、懇親会費、酒類代等。ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代等は 1 人当たり 1,000 円以内、茶菓代等は 1 人当たり 200 円以内の範囲で補助対象とし、事業総額の 2 割を限度とする。
その他	その他補助対象経費とすることが適当でないとして区長が認める経費。

別表 2 (第 7 条関係)

対 象 と な る 団 体
自治協議会、青少年育成連合会、子ども会育成連合会、小中学校 P T A、小中学校おやじの会、中学校区青少年育成連絡協議会、その他基本的な活動の範囲が小学校校区又は中学校校区の範囲内である団体で、事業の実施にあたって、団体の会員以外にも幅広く参加を呼びかけることができる団体。

福岡市子どもの夢応援事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 区長

住所 _____

団体名 _____

代表者の役職名・氏名 _____

電話番号 _____

年度福岡市子どもの夢応援事業について、補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知のうえ、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 申請団体の規約
- (4) 申請団体の役員名簿

(記入例)

福岡市子どもの夢応援事業補助金交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 〇〇区長

・団体の規約どおりに記入してください。
・規約に事務局を公民館に置
くとしている場合は、公民館
住所を記入してください。

住所 〇〇区〇〇〇-〇〇-〇〇

団体名 〇〇校区子ども会育成連合会

代表者の役職名・氏名 会長 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年度福岡市子どもの夢応援事業について、補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知のうえ、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、事業の実施にあたり、資金調達が困難であるため、補助金の概算払いをお願いします。

記

概算払いが必要な場合は追記してください。

1 交付申請額

金 60,000 円

事業収支計画書の市補助額を記入してください。

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 申請団体の規約
- (4) 申請団体の役員名簿

この申請に関する問い合わせ先が、上記の代表者と異なる場合は追記してください。

【事務担当者】

住所 〇〇区〇〇〇-〇〇-〇〇

氏名 〇〇 〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇〇

(携帯 〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇)

福岡市子どもの夢応援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

区長

印

年 月 日付をもって申請のあった福岡市子どもの夢応援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助事業名 年度福岡市子どもの夢応援事業
- 2 補助内示金額 円
- 3 補助金交付予定時期 年 月
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、区長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、区長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに区長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から 14 日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市子どもの夢応援事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

福岡市子どもの夢応援事業変更届

年 月 日

(あて先) 区長

住所 _____

団体名 _____

代表者の役職名・氏名 _____

電話番号 _____

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業について、下記のとおり変更するので、届け出します。

記

- 1 補助事業名
年度福岡市子どもの夢応援事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 交付申請額
- 5 添付書類

福岡市子どもの夢応援事業変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

区長

年 月 日付をもって届け出のあった福岡市子どもの夢応援事業の変更について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 補助事業名 年度福岡市子どもの夢応援事業
- 2 変更内容 変更届記載の「変更の内容」のとおり
- 3 既決定額 円
- 4 変更後額 円

福岡市子どもの夢応援事業中止届

年 月 日

(あて先) 区長

住所 _____

団体名 _____

代表者の役職名・氏名 _____

電話番号 _____

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業について、下記のとおり中止するので、届け出します。

記

- 1 補助事業名
年度福岡市子どもの夢応援事業
- 2 補助事業の予定実施期間
年 月 日から
年 月 日まで
- 3 中止理由
- 4 補助金の既受領額

福岡市子どもの夢応援事業補助金返還通知書

第 号
年 月 日

様

区長

年 月 日付をもって中止の届け出のあった福岡市子どもの夢応援事業補助金の返還について、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助事業名 年度福岡市子どもの夢応援事業
- 2 既交付額 円
- 3 補助対象額 円
- 3 返納額 円
- 4 加算金
- 5 納付期限 年 月 日

福岡市子どもの夢応援事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 区長

住所 _____

団体名 _____

代表者役職名・氏名 _____

電話番号 _____

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績
について、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

年度福岡市子どもの夢応援事業

2 補助事業の実施期間

年 月 日から

年 月 日まで

3 事業の実施状況

(1) 事業成果報告書

(2) 事業収支計算書

4 補助金の交付決定額と精算額

補助金の交付決定額 円

(補助金の既交付額) (円)

補助金の精算額 円

(記入例)

様式第7号

福岡市子どもの夢応援事業実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 〇〇区長

・交付申請書と同じように記入してください。

住所 〇〇区〇〇〇-〇〇-〇〇
団体名 〇〇校区子ども会育成連合会
代表者の役職名・氏名 会長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

・交付決定書の右上に記載してある日付と番号を記入してください。

記

1 補助事業名
〇〇年度福岡市子どもの夢応援事業

2 補助事業の実施期間
〇〇年〇〇月〇〇日から
〇〇年〇〇月〇〇日まで

3 事業の実施状況
(1) 事業成果報告書
(2) 事業収支計算書

4 補助金の交付決定額と精算額
補助金の交付決定額
(補助金の既交付額)
補助金の精算額

60,000円
(60,000円)
60,000円

・概算払いで支払いがあった場合にご記入ください

福岡市子どもの夢応援事業実績調査確認書

年 月 日

所 属

職氏名

印

年 月 日付の福岡市子どもの夢応援事業実績報告書について調査の結果、

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました。

記

福岡市子どもの夢応援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

区長 印

年 月 日付の福岡市子どもの夢応援事業実績報告書により、
年度福岡市子どもの夢応援事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知し
ます。

記

1 補助事業名

年度福岡市子どもの夢応援事業

2 補助確定金額

円

3 補助条件

福岡市補助金交付規則及び福岡市子どもの夢応援事業補助金交付要綱の定めを
遵守すること。